

## 自然と人間が調和した新しい未来を、 有機農業による世直しを通して創る

特定非営利活動法人 全国有機農業推進協議会  
理事長 金子美登

全国有機農業推進協議会（以下、全有協）は、6月定例総会にて今一度原点に戻り、①地域ひろげる有機農業、②有機農業推進のための政策提言、③有機農業再建に向けた福島支援を柱として、役員体制を見直し、理事それぞれがプロジェクトに責任を持つ、NPO 法人・全有協になってから二期目のスタートを切りました。

1971年、日本に「有機農業」という言葉が誕生しました。第一世代の私達・有機農業者が肝に銘じて実践してきたのは、研究会趣意書に見るように「本来農業は、経済外の面からも考慮することが必要であり、人間の健康や民族の存亡という観点から、経済的見地に優先しなければならない」でありました。そして、はるか遠くに見据えたものは、経済合理主義の視点では見出されなかった、<自然と人間が調和した新しい未来を、有機農業による世直しを通して創る>といことでありました。

2001年、実践30年目に、わが村は動きました。慣行農業から有機農業へと転換が始まります。実践35年目には、超党派による議員立法で有機農業推進法が成立します。これまでの異端は解かれ、有機農業第二世紀が始まりました。2009年、わが村は8年目にして、ほぼ集落全体が有機農業に転換しました。村が動いてからは、今まで蓄えてきた有機農業の技術と販路を惜しみなく提供した結果でもあります。しかし、全国的に見ると有機農業の広がり、今や有機農業推進法を受けて、国の第一期（2008～2012年度）の有機農業推進基本方針が実施されたにもかかわらず、面としての広がりが見えたとは言えない状況であります。

そこで、地域に広げる有機農業を一つの柱とする全有協は、12月7～8日にかけて「地域に広げる有機農業交流集会」を、集落あげて有機農業へ転換した小川町下里



集落をモデルに、すべてのノウハウを公開する形での企画をプロジェクトが全力で準備中です。同時に5年間、各地で進めてきた有機農業の取り組みの資料を共有すると共に、次年度第二期の基本方針策定に向けての現場の声を持ち寄り、力を合わせて日本の有機農業の転換点を早めるために知恵を出し合い、有機農業が日本の各地で面的に広げられる政策を具体化するための全国交流集会にしたいと思います。是非ともご参加下さい。

昨年3月の東日本大震災と東電福島原発事故を受けて、国民の多くは資本の論理からいのちの論理への大転換が、日本民族ばかりでなく、人類そして地球全体の生き残りのためにも、必要を強く認識するに至りました。そして、食とエネルギーの危機は想定内です。私たち一人一人がサバイバルの時代に入っています。とりわけ第二期の有機農業推進基本方針の大事な視点は、<市町村の有機農業推進計画が主役となり、その地域、またその風土にある資源を最大限に活用して、食ばかりでなくエネルギーも自給して自立した循環型の地域を作る>という石を積み直すということではないでしょうか。

時はただ流れるものではありません。価値ある時は、民族の存亡という共通の課題を背負った同時代人として、そして、未来の子ども達や自然に対しても責任を持ち、誇りある時を取り戻す世代責任があると思います。そのような思いで、全国の有機農業推進の拠点としての役割を積極的に果たそうとしている全有協に、多くの方々に参加して下さい、手弁当で有機農業第二世紀を本格的に作ろうと奮闘している私たちに物心両面でのご支援をお願いし、あいさつとさせていただきます。

# 地域にひろげる有機農業全国交流集会

【開催】 2012年12月7日・8日

埼玉県小川町“下里モデル”徹底解析  
各地の有機農業推進協議会などの情報交換会

## 地域の課題を持ち寄ろう!

有機農業推進法の施行から5年が経過し、来年には国の有機農業推進基本方針の見直し検討が行われる時期に入ろうとしています。しかし、有機農業が広がりを見せているとは到底思えないのが現実であり、国の有機農業支援政策は全体として質量とも規模が小さくなっており、有機農業に関わる私たちは、このような現状を打破し、次のステップを見通せるようにしなければなりません。そのためにNPO法人全国有機農業推進協議会は、関係者のみなさまとともに、12月に、全国交流集会を開催いたします。

この全国交流集会では、各地の有機農業推進協議会が取り組む「有機農業推進事業」をはじめ地域での取り組み事例を紹介しあい、その課題整理を通じて具体的な政策提言につなげたいと思います。併せて、日本で初めて「有機の里」（集落あげて有機の里というのは初めて）を実現させた埼玉県小川町を会場として、どのようにして集落全体が有機になったのか、その「下里モデル」のノウハウを徹底的に学びたいと思います。ぜひ、ご参加ください。

### 【アピールポイント】

- ・埼玉県小川町“下里モデル”の地域展開ノウハウをしっかりと学びます。
- ・各地の「有機農業推進事業」の実施計画書などの資料をもとに、その内容、成果、課題を具体的に共有します。
- ・各地の取り組み、小川町の取り組みを事例に、地域のなかで有機農業の広がりをどうつくるか意見交換します。
- ・現場の意見交換をもとに、国に対する政策提言とアクションを練り上げる場とします。

【定員】 100名先着順

【締切】 1次 11月15日まで

【会場】 国立女性教育会館 (NVEC)

埼玉県比企郡嵐山町菅谷 728 番地

東武東上線武蔵嵐山駅下車徒歩 10 分

### 12月7日(金)

12:50~17:00 ・小川町駅集合→晴雲酒造→霜里農場  
→下里集落→わたなべ豆腐→国立婦人教育会館

17:00~18:00 ・休憩

18:00~18:45 ・食事

19:00~21:00 ・下里モデル分析講座

21:00~24:00 ・談話室にて質疑応答 (任意参加)

### 12月8日(土)

9:00~9:30 ・2012年日本の有機農業の現状と報告

9:30~12:30 ・地域事例交流会+政策提言作り

(パネルディスカッション)

13:30~15:00 ・参加者による運動のすすめ方討論

(拡大理事会)

15:00 ・解散

### 【参加費】 13000円

宿泊費、夕食、朝食、バスツアー経費、会議室利用費、事務費、通信費、パネラー謝金、事務消耗品など含まず参加費は12/5までに下記口座まで振込をお願い致します。(領収書は当日お渡し致します)

■JA 埼玉中央農業協同組合小川支店

普通 0026876 生活工房「つばさ・游」高橋優子

■さいたまりそな銀行 小川支店

普通 3737954 生活工房「つばさ・游」高橋優子

■郵便局 【店名】〇〇八(読み ゼロゼロハチ)

【店番】008 【預金種目】普通預金

【口座番号】2619500 高橋優子

【お申込み】高橋優子 (090-4453-6355)

全国有機農業推進協議会 12月集会担当事務局

(特定非営利活動法人生活工房つばさ・游)

E-mail: [ogawamap@tubasa-u.com](mailto:ogawamap@tubasa-u.com)

ファックス: 0493-73-0208

URL <http://www.yuki-hirogaru.net> (ゆうきひろがる)

## 全有協による提言活動

### 「有機農業推進政策」提言第1次草案

全国有機農業推進協議会（全有協）では、来年度にも予定されている農水省の「有機農業推進基本方針」の見直し作業にむけて、全国の生産者・関連事業者・消費者の意見を反映させつつ、積極的に有機農業を発展させるための諸施策を国に求めていきます。以下は、そのための「タタキ台」としてまとめた「草案」の抜粋です。全文はウェブサイトで紹介しています。各地の意見を集約し、12月7、8日に開催する全国交流集会でまとめの作業に入ります。みなさんのご意見をお待ちします。

また、全有協として去る10月17日、環境省・農林水産省・文部科学省に対し、本提言と合わせて「福島原発被災地の有機農業再建のための支援」の申し入れを行いました。当日は、有機農業推進議員連盟の事務局長のツルネンマルティ参議院議員、同石井秘書が同行してください、土井事務局長、稲葉理事、下山理事が各省を訪問しました。



農水省では、農業環境対策課の近藤課長らが対応。「福島支援」では、稲葉理事が、福島の有機農業者の現状及び風評被害は神奈川の有機農

業者にも及ぶこと。下山理事からは千葉の有機農業者の現状を報告しました。また、「環境直接支払い」では、減額は考えるべきでない。ネオニコチノイド系農薬等の減・減問題を検討すべきと提言しました。農水省側からは、有機農業者の風評被害は難しいが調査するとの説明を受けました。

文科省では、那谷屋正義政務官（参議院議員）、環境省では、森下 哲放射性物質汚染対処特措法施行チーム法施行総括チーム長代理らがそれぞれ対応していただきました。なお、今後の回答は、改めて有機農業推進議員連盟の勉強会を通じてなされます。



## 有機農業推進法の基本理念に立ち戻って

### I はじめに

有機農業推進法は、有機農業運動35年の歴史が生み出した。それは一人ひとりの有機農業者の実践を基礎に置いている。その意味でこの法律は有機農業者立法である。また、有機農業者の持続を支えたのは、志を持った都市市民であった。その意味ではこの法律は市民立法である。これは、市民運動が法律を生み出したきわめて稀な例である。そして有機農業学会有志の手による法律案とそれを受けた有機農業推進議員連盟による法案が2006年12月衆参両院で可決され、超党派による議員立法となった。こうして有機農業推進法は、有機農業者、市民、研究者、政治家が連合して作り上げた法律となっている。

このような有機農業推進法の成立過程にもとづき農水省の基本方針づくりは行われ、政策が具体的に示され、予算が確保された。現在、推進体制づくりと定めた第一期（2008～2012年度）が終了し、第二期の基本方針策定が必要となっている。この第二期基本方針の策定に際して、これまで有機農業政策にかかわった有機農業運動による成果確認と課題をまとめ、次期基本方針の策定によって、有機農業が飛躍的に拡大していける政策を具体化するために当提言をとりまとめることとする。

### II 有機農業推進法への評価

1. 有機農業推進法の理念は、第3条農業の自然循環機能の増進・農業生産の環境負荷の低減、良質な農産物・有機農産物の供給、有機生産者と消費者の連携、有機農業者の自主性の尊重が4本柱であり、これが推進法の原点である。国の有機農業の推進活動としては大きい一歩を踏み出したことは評価できるが、第1期5年の経過で施策が有機農業推進法以外の行政施策に変えられたり、狭められたりして、徐々に後退している。第2期基本方針策定に当たり、もう一度、有機農業推進法の理念に立ち戻る必要がある。

2. 有機農業基本方針は、推進体制の確立をめざした。都道府県で推進計画が策定されたのは、大きな前進であった。しかし、目指したことと比較すると不十分な点も多い。次の5年にむけて、もう一段高いレベルの有機農業基本方針を策定することを提案する。

（続きは全有協ウェブサイトをご覧ください）



## 全有協からのご案内

### 福島県有機農業ネットワークへの 支援の呼びかけ

#### 【1】セット野菜・加工品「ふくしま新ブランド」

がんばろう福島・農業者等の会、及び福島県有機農業ネットワーク会員が心を込めてつくった、野菜・果物・加工品が10品が毎月第四月曜日頃に届きます。

1回2980円、到着後、同封の振込用紙でお支払いいただくか、クレジットカードでウェブサイトからお支払ください。

「ふくしま新ブランド」

有機JAS  
特別栽培  
エコファーマー  
減農薬・減化学肥料

放射能測定

安全で新鮮な野菜をお届け。

定期的な福島県の野菜を購入することで  
消費者と福島県農業者が直接つながります。

新ふくしまブランド

¥2,980(送料・税込)  
毎月第4月曜日配達(予定)

#### 【2】東京での直売会

福島県二本松市と交流都市の関係にある東京都荒川区では、7月から定期的に福島産農産物の直売会を行っています。継続的な取り組みとして荒川区役所前の荒川公園で毎週水曜日10時～14時頃の販売会のほか、様々なイベントでブースを出しています。

#### 【3】書籍「放射能に克つ農の営み」

菅野正寿・長谷川浩編著

1900円+税、コモンズ

著者の多くは全有協の理事・会員です。

ぜひ、読んでみてください。



### 全国有機農業推進協議会 理事一覧

理事長 金子 美登	霜里農場代表
副理事長 大和田 世志人	かごしま有機生産組合代表理事
赤城 節子	兵庫県有機農業研究会事務局長
稲葉 光國	民間稲作研究所理事長
今井 悟	自然農法国際研究開発センター理事
井村 辰二郎	金沢大地代表
大江 正章	コモンズ代表
木嶋 利男	MOA 自然農法文化事業団理事
下山 久信	さんぶ野菜ネットワーク事務局長
高橋 優子	NPO 生活工房つばさ・游理事長
鶴田 志郎	マルタ代表取締役会長
野田 克己	大地を守る会取締役総合政策本部長
原 秀一	パルシステム常務執行役員商品本部長
村山 勝茂	IFOAM ジャパン理事長
本野 一郎	兵庫県有機農業研究会理事長
吉野 隆子	オアシス21オーガニックファーマーズ 朝市村村長
渡邊 義明	アフアス認証センター代表取締役社長

事務局長 土井孝文 秀明自然農法ネットワーク理事

監事 合志 綱恭 オフィス54代表

#### ◎全有協イベント情報

##### ●11/18(日)土と平和の祭典2012

開場：10:00 終了：17:00

場所：日比谷公園

主催：種まき大作戦 共催：全国有機農業推進協議会

URL：<http://www.tanemaki.jp>

「食と農」をテーマに生産者と消費者が一緒になって農的  
社会を考えるお祭りです。全有協が提供するエリアでは、  
福島の生産者につながるブース、有機農業よろず相談、自然  
農法の種子の交換コーナーなど様々な企画を用意しています。  
17日17時には大地を守る会初代会長・藤本敏夫さんの  
「没後10年を語る会」も開催予定です。

今年のテーマは「いのち」です。ふるってご参加ください。

問い合わせ：03-5400-2272 (アフアス認証センター)

全有協通信 No. 15 (発行：2012年11月1日)

発行人 金子美登 (発行元 特定非営利活動法人 全国有機農業推進協議会)

住所：〒135-0053 東京都江東区辰巳1-1-34 生活協同組合パルシステム東京辰巳ビル3F

電話：03-6457-0666 FAX：03-6457-0655

Email：info@zenyukyo.or.jp

公式サイト：<http://www.zenyukyo.or.jp>

事業サイト：<http://www.yuki-hirogaru.net>

【入会・継続をお願いします】(年会費1口 正会員：個人1万円/団体5万円、賛助会員：個人3千円/団体1万円より)

口座：ゆうちょ銀行振替口座(支店コード：019店)00180-7-687517(当座)

名義：特定非営利活動法人 全国有機農業推進協議会

通信欄に「全有協会費(個人・団体)、口数、お名前、ご連絡先、ご所属等」をお書きください。